

白寿園第二居宅介護支援事業所運営規程 指定居宅介護支援

（事業の目的）

第1条

社会福祉法人白寿会（以下「法人」という。）が開設する白寿園第二居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援認定等の状態にある高齢者に対して適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

2

事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅介護サービス計画書を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 白寿園第二居宅介護支援事業所
- （2）所在地 磐田市新島376番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条

事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（管理者）

1人 （常勤・兼務）

事業所には介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員である管理者を置く。管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（介護支援専門員）

3人以上 （常勤）

介護支援専門員は指定居宅介護支援の利用者の数と指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数が44又はその端数を増すごとに一とする。介護支援専門員は、介護予防サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

（勤務体制の確保）

第5条

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（ハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（営業日及び営業時間）

第6条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 原則として午前8時30分より午後5時30分までとする。
- (3) 連絡体制 電話及びファックス等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条

指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援の内容としては、利用者からの相談を受け、自宅を訪問して、利用者の状況や生活環境などの確認・アセスメントを行う。その後、希望を踏まえた「居宅介護サービス計画」を作成し、必要なサービス調整を行う。また、サービス利用後も1月に1回、利用者の状況に著しい変化があったときは、自宅を訪問し、要望の確認等（モニタリング）を行い、必要により居宅介護サービス計画の見直しを行う。
- (2) 利用者からの相談を受ける場所は事業所・相談室及び利用者自宅等とする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、磐田市の区域とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある時は、通常の事業の実施区域を超えて行うことができるものとする。
- 3 前項に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、次に定める費用を実費として徴収する。ただし、利用者及び家族と事業所間で、定める費用を超えない範囲で費用の額を取り決めることができる。
- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね15km未満・・・400円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道概ね15km以上・・・800円
- 3 前項に規定する交通費が発生したときは、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、同意の文書を取り交わすものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条

事業所は、法人と連携して、高齢者虐待を防止するための体制整備、虐待の早期発見及び虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針、相談・報告体制に関する事項、成年後見制度の利用支援に関する事項、職員の研修に対する基本方針などを定めた「指針」を策定し、従業者への周知を図る。

- 2 事業所は、法人と連携し、高齢者虐待防止を推進する組織として、「虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を設置する。当該委員会には事業所の職員が参画する。
- 3 上記虐待防検討委員会は定期的開催し、高齢者虐待防止に係る進捗状況の確認や職員教育に係る事柄等を検討する。
- 4 事業所は、高齢者虐待防止に係る担当者を設置し、必要な研修を受講さ

せるとともに、高齢者虐待防止のための業務を担当させる。

(感染症予防の取組み)

第 10 条

事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条

事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 6 回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。